

町田ボランティアセンター施設等の利用について

町田ボランティアセンターでは、おもに町田市内で活動するボランティア・市民活動団体などを対象に、会議室等の貸し出しを行っています。

○利用対象

- ・町田ボランティアセンター(以下、「センター」)に団体登録をした団体
- ・その他、町田市社会福祉協議会会長が認めたもの

○団体登録の要件

- ・自主的・自発的に、営利を目的とせずに行われる、広く市民の福祉のために社会に貢献する活動で政治上の主義や宗教の教義を広めることを目的としない団体
 - ・構成員が5名以上で、半数以上が市内在住、在勤、在学である団体
(町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則第5条に準拠)
 - ・市民に対し、団体名・活動内容・活動場所・活動日時を公開できる団体
 - ・前年度、活動実績のある団体
 - ・上記を満たし、センターに必要な書類(団体登録カード、名簿)を提出し、登録の承認を受けた団体
- ※団体登録は毎年更新が必要です。登録がない場合、施設等の利用ができません。
- 登録した内容に変更があった場合は速やかに団体登録変更届を提出してください。
- ※偽りその他不正な手段により団体登録の承認を受けた場合は、登録の承認を取り消す場合があります。

○貸し出し施設(会議室等) (活動室 A と活動室 B は連結して使用できます。)

	名称	定員	付帯設備	利用日	場所/利用時間
1	講習室	52名	ホワイトボード、 可動式ホワイトボード スクリーン、 机18台、イス54脚	毎日 (毎月第3水曜日 年末年始を除く)	町田市民フォーラム 原町田 4-9-8 午前(午前9時～正午) 午後(午後1時～5時) 夜間(午後5時半～10時)
2	活動室A	24名	ホワイトボード、 机8台、イス24脚		
3	活動室B	24名			
4	ボランティアサロン 大会議室	45名	ホワイトボード、 机15台、イス45脚	月曜～土曜 (祝日・定期清掃日 を除く)	せりがや会館※ 原町田 4-24-6 午前(午前9時～正午) 午後(午後1時～5時)
5	ボランティアサロン 小会議室	27名	ホワイトボード、 机9台、イス27脚		
6	貸出設備		ロッカー 60箇所 レターケース 72箇所	毎日 (年末年始を除く)	町田市民フォーラム 午前9時～午後10時
7	貸出物品		プロジェクター スピーカー マイク・延長コード	月曜～土曜 (毎月第3水曜日・ 祝日年末年始を除く)	町田市民フォーラム 午前9時～午後10時 土・祝前日:午前9時～午後5時

※4・5については、せりがや会館の閉館(2026年12月末日)までの貸し出しになります。

○**会議室**利用について

登録団体は半期ごと(4月~9月)(10月~3月)の事前申し込み期間があります。対象団体には通知いたします。指定の期間内に申込書を提出し、申込多数の場合は抽選の上、仮申込となります。

・抽選結果については HP でお知らせします。 上半期:3/1 / 下半期:8/1

・抽選後の**利用申込は利用希望日の2ヶ月前の1日から受け付けます**(空き状況の確認は電話で可)

※使用申込書の提出(本申込)をもって確定となります。手続きのない場合は無効となります。

利用を取り消す場合は、必ず事前の受付時間内に連絡してください。

<利用単位・利用制限>

・午前・午後・夜間の利用をそれぞれ1単位とします。1ヶ月4単位までとなります。

・時間区分をまたいでの連続利用(例:午前~午後、午後~夜間)が可能ですが、それぞれ1単位とします。活動室 A と活動室 B を同時に利用する場合は1単位とします。

・利用制限を越えた追加申し込みは**利用希望日の1ヶ月前の1日から受け付けます。**

・事前に連絡なく利用しなかった場合は、翌々月の月末まで追加申し込みができなくなります。

<利用手続き>

・会議室を利用する際は、使用承認書を提示し入室の手続きをしてください。

手続き前の入室はお断りします。

・利用終了後は会議室点検表をご記入いただき、原状復帰をお願いします。

・ボランティアセンター閉所時(夜間・日曜・祝日)に利用する際は、市民フォーラム3階「施設使用申込受付」(以下、「3階受付」)でお手続き下さい。利用後は、3階受付に利用が終了した旨を伝え退室してください。

※利用時間を厳守してください。

○**貸出設備**について 申し込み期間内に、利用申込書をセンターに提出してください。

ロッカー(60 箇所) 幅 29×高さ 41× 奥行き 35	ボランティア活動をする上で 必要な印刷用紙・書籍・文具 等を収納・保管できます	・利用希望団体に 1 年間ごとに貸し出します。 申し込み多数の場合は、抽選となります。 ・危険物及び他人に迷惑を及ぼす物品、また現金 や貴重品、食料品などは収納できません(収納品 の盗難、紛失、焼失等の責任は負いかねます)
レターケース(72 箇所) 幅 27×高さ 3× 奥行き 38	市民の方が自由に閲覧、持ち 帰りできるもの(会報誌等) を入れていただくものです	

○**貸出物品** 申し込みは、センター来所の上、物品借用書をご提出ください。

1	プロジェクター	2	スクリーン	3	マイク付きスピーカー	4	電源延長コード
5	ボランティア腕章 (100 個)						

・講習室、活動室 A、活動室 B でのみ利用できます(⑤除く)

・利用申込は**利用希望日の2ヶ月前の1日**から受け付けます。

・休日等貸出できない場合があります。

○会議室ご利用についてのお願い

- 1 施設内での次の行為は禁止です。
 - ・合唱・演奏・ダンス等大きな音の出る活動については利用できません。
 - ・寄付の募集や物品等の販売、あっせん
 - ・個人的な利益に関する使用
 - ・喫煙、飲食、飲酒ならびに酒気を帯びての使用
- 2 貸し出し施設等をご利用される場合は以下のことをお守りください。
 - ・利用目的外の使用ならびに、承認を受けた団体以外の利用はできません。
 - ・利用時間をお守りください。時間内に準備・片付けを行いごみはお持ち帰りください。
 - ・施設、備品などを破損した場合は、速やかにセンターまでご連絡ください。
 - ・他の利用者の迷惑になる場合や管理上支障を及ぼすおそれがある場合は、使用承認の取り消し、または使用を停止することがあります。
 - ・施設等を故意に又は過失により破損、もしくは紛失した場合は、弁償をお願いします。

○町田市民フォーラム施設等の利用について

- ・センターに団体登録をした団体は町田市民フォーラム施設(3階管轄)の利用ができます。
 - *活動諸室の施設及び附属設備の使用料免除
 - *活動諸室の施設抽選申請期間:使用月の3ヶ月前の1日から可能 他
- ただし、「3階受付」において所定の手続きが必要です。
- ・利用の手続きにセンター発行の「町田ボランティアセンター団体登録証」が必要です。

○その他

- 拡大機(白黒)利用** 大判印刷ができます。掲示用パネルや横断幕の作成にご活用ください。
- ・予約が必要です。利用希望日の2ヵ月前の1日から電話、窓口で受け付けます。
 - ・利用時間：月曜～金曜(祝日・年末年始・第3水曜を除く)午前9時～正午、午後1時～4時半
 - ・利用料金：白黒 360円/m、最大幅841mm(印刷した原稿をお持ちください。)
 - ・操作は基本各自でお願いします。初めてのご利用の際はご説明します。

チラシ・ポスターの設置

登録団体のイベント開催等のチラシ、ポスターをセンターに掲示・設置することができます。センター窓口にお持ち下さい。また、社協 Facebook への掲載についてはご相談ください。

問 い 合 わ せ 先
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 町田ボランティアセンター 開所日:月曜～土曜 午前8時30分～午後5時00分 日曜・祝日・年末年始休み
〒194-0013 町田市原町田4-9-8町田市民フォーラム4F TEL:042-725-4465 / FAX:042-723-4281